

特定都市河川浸水被害対策法に基づき

令和6年3月5日指定

石子沢川流域を 特定都市河川

および 特定都市河川流域 に指定しました

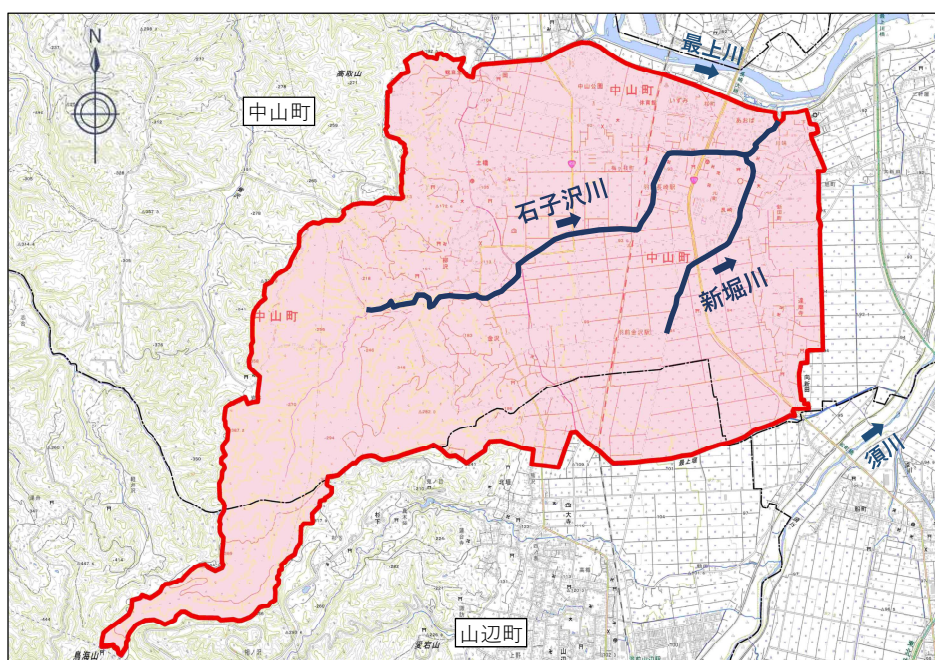
石子沢川流域では、令和2年7月や4年8月の豪雨により内水氾濫が生じ、中山町の地盤の低い宅地を中心に床上・床下浸水する被害が発生しました。最上川と石子沢川の合流点には、最上川からの逆流を防ぐため古川水門が設置されておりますが、最上川の水かさが増えると石子沢川の水が最上川に排水できなくなり、行き場を失った水により内水氾濫が発生しています。

今後、気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度の増加が予測されていることから、石子沢川流域一体で浸水被害の軽減を図る対策を進めていく必要があります。



石子沢川や支川の新堀川は、沿川の市街地化により川幅を拡げる大規模な河川整備が困難なことから、雨水の流出を抑制させる対策や、水害リスクを踏まえたまちづくりを行うことで被害の軽減を図る対策を推進していきます。

石子沢川流域の概要



問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 流域治水課
山形県 県土整備部 河川課

023 - 688 - 8933

023 - 630 - 2619

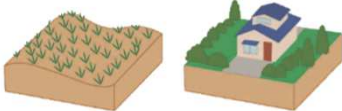
特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のため **許可が必要** です

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が **1,000㎡以上** のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、**山形県知事の許可**が必要となり、行為前の流出量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

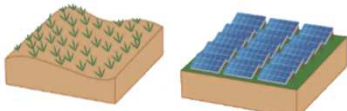
対象となる雨水浸透阻害行為の例

① 宅地等以外の土地を宅地等にするため
に行う土地の形質の変更



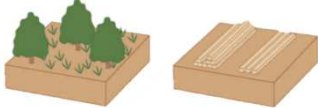
耕地(田・畑) → 宅地

② 宅地等以外の土地への太陽光発電施設
の設置



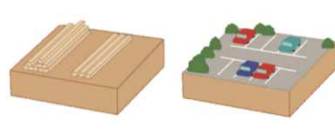
耕地(田・畑) → 太陽光発電施設

③ ローラー等により土地を締め固める
行為



原野 → 資材置場(未舗装)

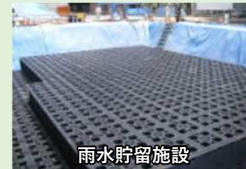
④ 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)



資材置場(未舗装) → 駐車場

宅地等に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

対策工事の例（雨水貯留・浸透施設）



特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請手続きについては
雨水浸透阻害行為の許可申請の手引きをご覧ください。



<https://www.pref.yamagata.jp/180006/tosikasen/usuisintousogai.html>

雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内で、開発の規模は **1,000㎡以上** ですか？

特定都市河川流域の詳細図は、山形河川国道事務所、山形県 県土整備部 河川課ホームページでご確認ください。

↓ YES

事前相談が必要です

確認事項

現在及び計画の土地利用、土地利用毎の面積
雨水浸透阻害行為の面積算定 等

必要書類

山形県ホームページよりご確認ください

↓ NO

事前相談は不要ですが

雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法第40条)

↓

雨水浸透阻害行為の面積は **1,000㎡以上** ですか？

↓ YES

雨水浸透阻害行為の事前相談が必要です
(特定都市河川浸水被害対策法第30条)

確認事項

対策工事 等

必要書類

山形県ホームページよりご確認ください

↓ NO

雨水浸透阻害行為の事前相談は不要ですが

雨水流出抑制の努力義務があります
(特定都市河川浸水被害対策法第40条)

※開発に伴い必要となる都市計画法など、他の法令などに基づく手続きを不要とするものではありません。

許可申請の事前相談窓口

山形県 県土整備部 河川課

023 - 630 - 2619